

令和6年（2024年）10月15日

枚方市議会議長
丹生真人様

決算特別委員会
委員長 藤田幸久

決算特別委員会事件審査報告書

本委員会は、令和6年9月定例会議の9月6日の会議で付託された事件を慎重に審査した結果、令和6年10月15日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
認定第1号	令和5年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきもの
認定第2号	令和5年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきもの
認定第3号	令和5年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきもの
認定第4号	令和5年度大阪府枚方市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきもの
認定第5号	令和5年度大阪府枚方市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきもの
認定第6号	令和5年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきもの
認定第7号	令和5年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきもの
認定第8号	令和5年度大阪府枚方市水道事業会計決算の認定について	認定すべきもの
認定第9号	令和5年度大阪府枚方市病院事業会計決算の認定について	認定すべきもの
認定第10号	令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計決算の認定について	認定すべきもの
議案第49号	令和5年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決とすべきもの
議案第50号	令和5年度大阪府枚方市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決とすべきもの
議案第51号	令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決とすべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な各会計別質疑項目

(1) 一般会計

危機管理部関係
<ul style="list-style-type: none">・ 防犯カメラの設置と犯罪捜査の関係について・ 防犯カメラの設置に係る今後の考え方について・ 風水害発生時の気象予測について
市長公室関係
<ul style="list-style-type: none">・ 市政への信頼回復に向けた説明責任について・ ふるさと納税に係る令和5年度寄附額及び市税流出額に対する地方交付税補填後の収支状況について・ ふるさと納税に対する返礼品の追加状況について・ 企業版ふるさと納税等推進事業の令和5年度実績について・ 市勢要覧の改訂内容について・ 枚方市PR大使の活動実績について・ 相談窓口等における市民相談の状況について・ 総合コールセンターにおける問合せ件数に係る調査及び分析について・ 生理用品配置事業の実施状況について・ いじめ相談窓口の相談実績や効果等について・ 性犯罪・性暴力被害者に対する支援等について・ NPOサポート事業における市民活動に関わる人材の育成について・ ボランティア体験事業における若者の継続的活動に向けた仕組みづくりについて・ サプリ村野NPOセンターの一時・長期利用室の利用状況について・ 自治会館建設補助金の拡充について
総合政策部関係
<ul style="list-style-type: none">・ 令和5年度決算の特徴について・ 市民の暮らしを支えるための事業について・ 財政調整基金残高の増減内容について・ 臨時財政対策債等の市債残高の増減内訳について・ 市債残高の今後の見込みについて・ 財政融資資金の貸付利率上昇に伴う市債借入利子の影響額について・ 今後の市債発行における市の見解について・ 財政状況を踏まえた今後の都市経営の視点や施策展開について

- ・ 経常収支比率の硬直化に対する対応について
- ・ 減債基金、枚方市駅周辺再整備推進基金及び施設保全整備基金の取扱いについて
- ・ 会計年度独立の原則の本旨について
- ・ 予備費の執行基準について
- ・ 緊急工事における予備費充用及び一部繰越しに対する見解について
- ・ 行財政改革プラン2020に係る取組による効果額について
- ・ 今後の公共施設マネジメントに係る財源確保及び手法について
- ・ 使用料見直しの必要性について
- ・ 公民連携による実証実験に係る公表状況について
- ・ 公共施設におけるWi-Fi環境の整備について

市駅周辺まち活性化部関係

- ・ 枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業の進捗について
- ・ 枚方市駅前行政サービス再編事業に係る不動産取得契約の在り方について
- ・ 枚方市駅周辺土地区画整理事業環境影響評価業務の成果について
- ・ 枚方市駅周辺地区市街地開発事業における国費活用について
- ・ 枚方市駅周辺エリアマネジメント検討等事業における社会実験結果の活用について
- ・ 新庁舎の位置が定まらないことによる事業の停滞について
- ・ 新庁舎の位置と環境影響評価の関連性について

市民生活部関係

- ・ おくやみコーナーの運営について
- ・ 子ども・若者医療助成制度の対象年齢拡大に係る支出額及び周知について
- ・ 個人市民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税の決算状況について

総務部関係

- ・ 本市の人事政策の見直しについて
- ・ 職員のモチベーション向上に向けた取組について
- ・ 情報公開制度の趣旨を踏まえた適切な制度運用について
- ・ 内部通報制度及びハラスメント相談制度の取組内容について
- ・ 組合事務所に係る訴訟費用の支出について
- ・ サプリ村野施設管理経費の主な内容について
- ・ 庁舎施設改修に係る次年度工事内容の決定方法について
- ・ 本庁舎本館における外壁落下等被害への対応状況について

- ・ ネーミングライツパートナーの選定における公平性の担保について
- ・ 一般競争入札による土地売払い件数等の推移及び売却対象となる未利用地の把握について
- ・ 市が締結する契約におけるスライド条項の適用について

観光にぎわい部関係

- ・ 文化芸術創造拠点形成事業の取組状況について
- ・ 子ども向け文化芸術事業の実施状況について
- ・ 総合文化芸術センター小ホールの施設予約抽選の落選者への対応について
- ・ 国内友好都市交流に係る業務を枚方文化観光協会に委託する理由等について
- ・ 市の花・桜の認知度を高める取組について
- ・ 競艇収入の重要性及びPRの取組について
- ・ 観光案内所Syuku56における市内店舗商品の取扱いについて
- ・ 地域活性化支援センター「ひらっく」における支援状況について
- ・ 商店街等活性化促進事業補助金の利用状況及び今後の展開について
- ・ オープンファクトリー支援事業の実施目的について
- ・ 公設市場管理経費の予算執行について
- ・ エネルギー価格高騰対策緊急支援金の申請状況及び受給者の意見等について
- ・ 商業振興事業補助金の交付実績について
- ・ 地域産業基盤強化奨励金の交付実績について
- ・ 有害鳥獣による農地・農作物被害の防除について
- ・ 認定新規就農者数の増加見込みについて
- ・ ため池テレメーター設置事業の効果について
- ・ 農業ふれあいツアー実施の考え方について
- ・ 楠葉台場跡の利用状況の把握について
- ・ 特別史跡百濟寺跡再整備の実施状況について
- ・ サプリ村野スポーツセンター管理運営経費の主な内容等について
- ・ 健康スポーツ普及事業補助金の目的、内容及び交付決定手続について
- ・ スポーツへの参加に係る機会の充実について

健康福祉部関係

- ・ 老人クラブ活動への支援について
- ・ 老人クラブ活動補助金の手続方法について
- ・ 福祉バスの利用に対する支援について
- ・ 令和5年度における災害ボランティアの登録状況等について
- ・ 令和5年度における災害時要援護者名簿の登録者数について
- ・ 総合福祉会館福祉相談・福祉情報提供等事業の概要及び実績について
- ・ 令和5年度における医療通訳士の派遣実績等について

- ・ 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金の概要について
- ・ 夜間帯の開所時間見直しを含む楽寿荘運営の在り方の検討について
- ・ 市立デイサービスセンターの在り方について
- ・ ひらかたポイント制度における高齢者の外出支援について
- ・ コミュニティーソーシャルワーカー配置事業の内容について
- ・ ひらかた権利擁護成年後見センターの周知について
- ・ ひらかた権利擁護成年後見センターにおける相談の経路及び対象者種別の内訳について
- ・ 緊急通報装置の設置台数の推移及び利用者意見を踏まえた仕組みづくりについて
- ・ 成果連動型民間委託契約方式（P F S）実施に伴う介護費用抑制効果について
- ・ がん患者補整具購入費助成事業の周知について
- ・ ひらかたカラダづくりトライアル事業の実施状況について
- ・ 福祉施設等に対する光熱費等の支援金交付について

福祉事務所関係

- ・ 共同生活援助支援事業の取組について
- ・ グループホーム世話人養成研修修了者数と就職者数の乖離について
- ・ グループホームにおける世話人の確保について
- ・ 手話通訳者派遣事業及び遠隔手話通訳事業の取組について
- ・ スポーツ・レクリエーション教室の種目別参加者等について
- ・ 障害福祉計画等におけるアンケート結果の反映内容について
- ・ 身体障害者訪問入浴事業の実績及びサービス提供に係る手続等について
- ・ 移動支援（ガイドヘルプサービス）事業の内容及び実績等について
- ・ 障害者の外出等支援に係る行動援護の従事者の確保について
- ・ 障害支援区分の認定前にサービスが必要となった場合の対応について
- ・ 就労移行・就労継続支援事業所の利用実績等について
- ・ 成年後見制度利用支援事業の利用促進について
- ・ 生活保護ケースワーカーの配置状況について
- ・ 外国人が世帯主である生活保護世帯数について
- ・ 外国人の生活保護受給者に対する自立支援策について

保健所関係

- ・ ひらかたいのちのホットラインの相談実績等について
- ・ 動物愛護の取組について
- ・ 不育症検査費用助成事業の周知について
- ・ 新型コロナウイルス予防接種による健康被害について

子ども未来部関係

- ・ 結婚等新生活支援補助制度の拡充について
- ・ 0歳から就学するまで利用可能な保育施設の設置について
- ・ 就学前児童施設における待機児童の状況について
- ・ 地域子育て支援拠点施設における利用実績が目標未到達であることについて
- ・ 渚保育所及び渚西保育所の民営化に伴うプロセスについて
- ・ 臨時保育室の運営について
- ・ 私立保育所（園）等へ支給する施設型給付費の増額要因について
- ・ 今後の公立保育所の在り方について
- ・ 正職員である保育士の確保について
- ・ 第2子以降の保育料無償化に関する市の負担額及び対象人数について
- ・ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業の内容及び令和5年度実績について
- ・ ひとり親家庭養育費相談・支援事業の実施状況について
- ・ 子どもSNS相談事業の実施状況について
- ・ 出産・子育て応援事業の推進について
- ・ 児童虐待に係る相談対応等について
- ・ 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業の利用促進について
- ・ 乳幼児健康診査事業に係る集団健診受診率の向上に向けた取組について
- ・ スクールソーシャルワーカーの十分な確保に向けた取組について
- ・ 中高年のひきこもりに係る支援の取組及び課題について

環境部関係

- ・ 省エネ家電買い換え促進事業の取組及びその執行状況について
- ・ 大型太陽光発電設備に係る今後の取組について
- ・ デジタル版環境副読本の活用効果について
- ・ こども版環境家計簿の提出実績の低下原因について
- ・ 事業系ごみ処理手数料改定に係る排出事業者に対する周知について
- ・ 資源ごみ持ち去りに係る対策及び対象資源物について
- ・ 動物焼却設備の稼働状況について

都市整備部関係

- ・ 都市計画施設用地等管理経費の増額理由について
- ・ 若者世代空き家活用補助制度の補助要件の拡充内容等について
- ・ 光善寺駅周辺市街地再開発事業における歩行者等の安全確保について
- ・ 京阪本線連続立体交差事業に係る用地買収の実績等について
- ・ 学校エレベーター整備事業の内容と対象校について
- ・ 学校プールろ過装置の保守点検委託料について
- ・ 学校園施設の修繕等に係る令和5年度の相談件数等について
- ・ 留守家庭児童会室における施設整備の考え方について
- ・ 小・中学校のトイレ整備について
- ・ 小中学校体育館空調設備整備D B O事業の今後のスケジュールについて
- ・ 盛土規制法に基づく規制区域の指定及び災害防止に係る調査結果の活用方法について

土木部関係

- ・ 公共交通不便地域などにおけるボランティア輸送の水平展開について
- ・ 自転車通行空間整備事業の進捗について
- ・ 御殿山小倉線整備事業の進捗について
- ・ 長尾杉線整備事業の工事請負費内訳について
- ・ 都市計画道路に係る地域要望への対応について
- ・ 事業用地に伴って取得した活用予定のない土地に係る見解について
- ・ 主要道路リフレッシュ整備事業における国の交付金の確保について
- ・ 橋梁修繕・補強事業の進捗状況について
- ・ 橋梁修繕に係る国の交付金確保に向けた取組について
- ・ 私道の寄附について
- ・ スケートボード広場の利用者の意見について
- ・ 公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の維持管理に係る財源等について
- ・ 公園施設長寿命化計画の対象公園の選定基準及び対象外の公園の維持管理について
- ・ 王仁公園プールの運営の在り方について
- ・ バス待ち環境の整備について
- ・ 交通安全対策の現状及び市民啓発について
- ・ 公共交通次世代育成事業の取組について
- ・ 牧野高槻線及び京都守口線整備事業に係る用地取得の進捗について

教育委員会事務局 総合教育部関係

- ・ 枚方市日本語・多文化共生教室の運営内容及び周知方法について
- ・ 総合文化芸術センター等を活用したはたちのつどいの開催について
- ・ 学校施設管理人の職務内容及び採用方法について
- ・ 学校水泳授業民間活用事業の概要について
- ・ 学校給食調理場の空調機器について
- ・ 中央図書館の人員体制について

教育委員会事務局 学校教育部関係

- ・ 子どもの笑顔を守るコールの利用状況について
- ・ いじめ認知後の取組について
- ・ 小・中学校における暴力行為増加の要因について
- ・ 学校における階段昇降車の運用状況について
- ・ 学校園メール配信事業の運用状況について
- ・ 帰国児童等に対する教育指導員派遣事業の実施内容について
- ・ 通級指導教室設置校への特別支援教育支援員等の配置状況等について
- ・ 総合型放課後事業の取組について
- ・ 放課後オープンスクエアに係る子ども達の満足度等について
- ・ 教職員の休職者減少に向けた取組について
- ・ G I G A フェスティバル開催事業の実施内容について
- ・ 学校における1人1台端末配備が子どもたちの成長に与える影響について
- ・ 放課後自習教室の令和5年度参加希望者数及び参加者の満足度について
- ・ 部活動指導協力者の活用状況について
- ・ 学校図書館及び市立図書館の連携による図書の充実について

(2) 特別・企業会計

国民健康保険特別会計

- ・ 大阪府国民健康保険運営方針策定に係る本市の課題について
- ・ 国民健康保険財政調整基金の活用について
- ・ 国民健康保険に係る一部負担金減免制度の活用等について
- ・ 国民健康保険料の滞納世帯への対応について
- ・ 国民健康保険料の府内統一化に対する見解について
- ・ 過去3年間における特定保健指導の実施率の推移について
- ・ 特定健康診査の受診勧奨に係る大阪大学への業務委託効果について

自動車駐車場特別会計

- ・ 自動車駐車場特別会計における黒字転換時期について
- ・ 黒字化に伴い発生する財源の有効活用について

介護保険特別会計

- ・ 介護保険料の段階区分における第1段階と特別軽減の関係について
- ・ 重層的支援体制整備事業に係る一般会計への繰出金の内容について
- ・ ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期）における定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所の整備について
- ・ ひらかた権利擁護成年後見センターにおける各助成件数の推移について
- ・ ひらかた権利擁護成年後見センターを通じた市長申立て件数の推移について
- ・ 介護サービス等給付費における居宅介護サービス給付費負担金の増加要因について
- ・ 介護予防事業として担当部署が本来取り組むべき事業について
- ・ 介護予防に係るくらかわんかウォーカーズの活動の効果について
- ・ 介護予防に係る総合事業費の内容について
- ・ 介護予防普及啓発事業におけるウォーキングに関する取組について
- ・ 成果連動型民間委託契約方式（PFS）を活用した介護予防事業の取組効果について

後期高齢者医療特別会計

- ・ 後期高齢者医療に係る一部負担金減免制度の活用等について

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

- ・ 母子父子寡婦福祉資金の令和5年度貸付実績等について

水道事業会計

- ・ マンホールカードを活用した市内外へのPRについて
- ・ 水道管路の更新、耐震化に係る公民連携手法の導入について
- ・ 企業債現在高の推移について
- ・ 企業債の借入利率について
- ・ 水道基本料金等減免前の給水収益の推移について
- ・ 水道基本料金等の減免期間を短縮した理由について
- ・ 給水原価における動力費及び修繕費の減少要因について
- ・ 給水収益及び収支の見通しについて

- ・ 給水停止を執行した世帯に係る水道料金の徴収業務について
- ・ 今後の給水原価の推移等について
- ・ 修繕引当金の計上基準について
- ・ 水道事業会計における債券運用の基本方針について
- ・ 水道事業における各収益・費用の前年度比較について
- ・ 水道料金回収率が100%を下回った場合の国庫補助金の交付への影響について

病院事業会計

- ・ 医師及び看護師の働き方改革等について
- ・ 市立ひらかた病院における看護師の確保に向けた採用の際の年齢要件見直しについて
- ・ 市立ひらかた病院において夜勤を行う看護師やスキルアップを図った看護師に係る処遇改善について
- ・ 市立ひらかた病院の今後の経営状況について
- ・ 病院事業会計決算の概要について
- ・ 病院事業会計における債券運用に係る課題について
- ・ 病院事業会計における有価証券による投資目的について
- ・ 病院事業会計の収支改善に向けた経営強化プランの見直しについて
- ・ 救急患者の減少理由について
- ・ 手術支援ロボットダヴィンチ導入のメリットについて
- ・ 手術支援ロボットダヴィンチの保守点検の内容及び手術の実績について

下水道事業会計

- ・ 下水道管路の更新、耐震化に係る公民連携手法の導入について
- ・ 修繕引当金の計上基準について
- ・ 楠葉排水区下水道浸水被害軽減総合事業に係る雨水貯留施設の運用状況と実績について
- ・ 下水道施設に係る市民からの苦情、要望等への対応について

2. 討論要旨

[松岡ちひろ委員]

日本共産党議員団を代表し、2023年度の決算認定に対し、討論を行います。

初めに、2023年度の特徴の一つは、長く続いたコロナは5類となりましたが、完全にコロナがなくなったわけではない中で、医療費自己負担が必要となりました。また、激しく物価が高騰し、市民の厳しい暮らしの状況が続いていました。

もう一つは、2023年度は、市長選挙が行われ、市長は3期目の当選を果たされましたが、選挙直後に明らかとなった公職選挙法違反疑いでは、市民に対して説明責任を果たすとされましたが、その責任がしっかり果たせたのかは曖昧です。市民からの市長への不信感は拭い切れたとは言えず、市政への不信感につながり、市の事業の進行に影響を与えた一年だったと言えるのではないのでしょうか。

また、行政と市民との対話不足による課題も様々なところで明らかになりました。市政への住民参加を求めます。

では、まずは一般会計について、述べさせていただきます。

2023年度の一般会計決算は、実質収支が24億円の黒字、単年度収支は1億円の赤字となりました。また、経常収支比率においては、2023年度は97.6%と、昨年度より一層の硬直財政に陥りました。

市税は、法人市民税は減少し、個人市民税は僅かながらも増となりましたが、コロナ禍以降毎年伸びを見せていた地方消費税交付金は減少をし、国全体が物価高騰の中で、暮らしの厳しさによる消費控えの年だったとうかがえます。

また、物価高騰が、市駅周辺再整備事業にも影響を及ぼし、総概算事業費について、109億円の増額がされました。2023年度決算では、市駅周辺再整備事業費は、約75億円となる中、財政面での将来の影響について、慎重に2024年度の決算状況を見極める必要があるとの見解が示されましたが、改めて、大型開発ではなく、市民の暮らしや命を守る施策を実施するべきだと述べておきます。

しかし、こうした中でも、暮らし支える水道料金の減免、小規模事業者支援、学校給食費支援、福祉施設などに対する光熱費等支援、子ども医療費助成の充実、若者入院助成の実施、またトイレに生理用品の設置、さらに市独自として、住民税均等割のみ課税世帯への給付等の実施については、評価をいたします。

以下、個別の課題について、意見を述べます。

第1は、市駅周辺再整備事業についてです。

市駅周辺再整備事業費については、2023年度決算額として、約75億円が計上されました。この経費には、③街区の床購入費11億円が含まれており、これには、私たちはそもそも反対をしてきました。多額の税が投入されたにもかかわらず、朝10時までは行政サービスフロアに行くには一旦外に出なければならないことについては、説明すら、当初からされていませんでした。

しかも、約300万円もの通行料が必要だというわけですから、本来はこうした費用も含めた購入の在り方の議論は、当然必要だったのではないのでしょうか。市民にとって

も便利になっておらず、問題です。また、図書館についても、当初の心配どおり、広さについて不十分です。

環境影響評価のための決算額も計上されました。当初の提案説明では、庁舎位置に関わらずと説明がされたにもかかわらず、市長の公約などが掲載された維新プレスには、⑤街区が前提の事業と記載されました。委員会では、市長から、庁舎位置に関わらないと答弁がされ、庁舎位置に関わらない事業であることが確認できました。今後は、執行機関の代表者として、混乱を起こさぬよう努めていただきますようお願いいたします。

結局、2023年度は、駅前再整備事業に関する住民説明会は、市長選挙前、慌ただしく行われましたが、庁舎位置についての意見は早期の建て替えを求め、④街区を求める声が多数であったにもかかわらず、検討したが市の案でいくことが示されました。引き続き市民からは、④街区を求める声が続いています。理解されたとは言い難く、今後も市民対話は必要です。

2022年度に可決を目指していた市役所庁舎移転条例は、再提案もされず、④街区への計画変更もされず、1年が過ぎました。

市長は、市民の声や議会からの声をもっと反映し見直すべきだと申し上げます。

第2に、民主主義を守る自治体としての役割についてです。

2023年度の市長選挙後に明らかになった公職選挙法違反疑いについて、市民の方からは、警察に告発を行いました。

結果、大阪検察庁は、起訴猶予による不起訴処分とされました。

今回の処分について、嫌疑不十分でも嫌疑なしでもなく、起訴猶予であったことについて、しっかり市長は受け止めていただきたいと思います。

また、組合事務所めぐり、市が団体交渉に応じなかったことは不当労働行為に当たるとした問題では、2022年9月から2023年6月まで、職員団体と裁判で争われました。

裁判費用は、2023年度までで約229万円ということでありましたが、この裁判は一審判決で市は敗訴となり、敗訴判決後、市の控訴行為には、議会からも勝つ見込みはあるのかと疑問視する声もあり、結局は控訴されましたが、大阪高裁でも同様の判決が出されたことにより、市の敗訴が確定しました。市長は労働組合に謝罪されましたが、裁判費用は、市民負担です。

弁護士との相談記録は、通常の相談とは異なるので記録は残さなかったが支障がなかったのだとされましたが、弁護士との相談記録は、支障があるなしの問題ではなく、当然保存しなければならないものです。改善を求めます。

その他の文書でも、文書規程が守られず、公開文書を非公開とされました。さらに、文書廃棄目録にない文書が廃棄された例もあります。市民からは、不都合な文書は出さない姿勢が見え見えとの意見もあり、情報公開を所管する部署として、担当者ごとで異なる対応とならないよう、十分条例の趣旨に沿い、事務執行を行うよう徹底することを求めます。

伏見市政の下で、公民連携事業が進められてきましたが、十分な検証がないまま進め

られており、問題です。

また、ネーミングライツについても、シビックプライドを損ねたと、市民から苦情が寄せられる内容になっています。

さらに、ネーミングライツ料については、施設の維持管理費用に活用されているのは2分の1だと聞いていますが、実際にはどうなっているのかは、どこにも決まりも記載もなく不透明です。使い道については、すべて明らかにするべきだと申し上げます。

また、少なくとも、実施するのであれば、ふさわしい名前であるべきですが、第三者の参加がない庁内委員会で事業者の選考がされており、公正・公平性の担保も確保されていません。多々改善が必要な制度だと意見を申し上げます。

第3に、市民の暮らしや命を守る人事政策についてです。

質疑では、枚方市の職員数は全国中核市平均と比較しても、少ないことがわかりました。しかも、年々、平均との差は拡大しています。職員不足は、保育所などさまざまな部署から聞こえており、大規模災害から市民を守る職員数が確保できているのか、疑問です。

能登半島地震における被災地支援のために職員の方々は、派遣職員として現地で復興のために尽力を尽くしていただきました。激務だったことと思われれます。評価をしております。

平均より少ない職員数でも職員の皆さんは自治体労働者として市民の暮らしや命を守ろうと努力が重ねられている中、日本国際博覧会協会には、数年にわたり3名もの職員を毎年派遣していることがわかりました。府下でも3名以上の派遣者数は5市のみであることや、さらに、派遣された職員の基本的給与額部分は枚方市の負担であるということです。

さらに、数年にわたる職員派遣でありながら、日本国際博覧会協会への派遣については事務概要にも記載されておらず、市民にもわかりません。改善を求めます。

このような中、生活保護のケースワーカー不足は、長年にわたり解消できないままです。命を守り暮らし支えるワーカーについて、早急な配置改善を強く求めます。

全国的に人材不足が課題となっている中で、長期的な視野で、地方自治体の役割をしっかりと果たすことができる人事政策への見直しを求めます。

第4に、子どもの成長、発達を支える保育、教育についてです。

まず初めに、保育に係る問題についてです。

2023年度は、保育所待機児童については、4月1日付では、国基準でゼロの数字を出すことができましたが、年度途中では、国定義で約40名、市の定義では500名を超える待機児童が発生しています。

こうした中で、新たな入所システムが始まりましたが、利用調整となれば、入所が有利になるからと、10園を上限にできるだけ希望園数を多く書くよう求めています。保育所数が十分でないことが要因なのに、保育園に落ちた原因を保護者に転嫁していると言わざるを得ません。

また、臨時保育室については、今後も継続されるようではありますが、待機児童専用施

設でありながら、第2子減免も受けることができず、また、保育料も一律であり、応能負担が原則の考え方からも外れています。子どもに保育所を転々とさせるのではなく、0歳から就学前までの保育施設を設置するべきです。

2023年度決算では、桜丘北保育所の引継ぎのための費用などが計上されています。

この桜丘北保育所の廃止、民営化は、当初は、阪保育所の廃止、民営化と2園同時に行うという内容でした。事前の園名公表もなかったことで、保護者からは民営化反対という声が広がりました。こうした中で、桜丘北保育所に至っては、応募法人の辞退によって、民営化時期を延長し、2度も応募法人の募集を実施する必要がありました。

そもそも、両保育所の廃止、民営化は、待機児童解消の位置づけもない、老朽化した園舎の建て替えもない、公立保育所を廃止することだけが目的と言える計画でした。

十分な保護者説明もなく、強引に押し進める在り方に保護者からは疑問の声が上がり、請願署名の提出も行われる、こうしたことも過去にありました。民営化を止めることはできませんでしたが、結果として両保育所の建て替えが実施されました。

令和5年度は、就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン、前期の最終年度となった年です。前期プランに園名記載のなかった民営化に多くの保護者から批判の声が広がり、保護者の要望を受け策定された令和6年度からの後期プランにある、公立保育所の役割については、しっかりと果たしていただくことや、今後は、これ以上公立保育所は廃止すべきでないことを要望いたします。

教育現場では、総合型放課後事業については、専用室の確保や設備の改善に取り組むことが必要です。子どもの居場所事業とのしっかりとした連携も求めます。

次に、教員不足についてです。

大阪府の教職員の非正規率が高まる中、本市が確保すべき府費講師、市費講師の確保が困難となっています。規制緩和により正規職員1人分の人件費で3人の講師配置ができるようにと変えられてきたことが要因ではないでしょうか。

市として採用に向けた様々な取組を実施し、改善に努力をされておりますが、結果として10か月も欠員状態が続く、最大で小学校13名、中学校11名の欠員が生じるなど、教育に穴が空くと言われる状況が続いており、働き方改革にも逆行しています。

こうした中、不登校の児童、生徒は年々増加しており、一人一人の子どもに寄り添った教育を推進するためにも教員不足と多忙化解消は待ったなしの課題です。引き続き、大阪府に強く改善を求めるとともに、市教委として、学校の自主性を尊重した教育を推進し、負担を軽減する取組を推進するとともに、クラブの外部指導や図書館司書、スクールソーシャルワーカーや事務補助など学校教育を支える人材確保に努めるとともに、教員の異動年限も柔軟に対応し、学校運営に配慮するなど、徹底してサポートしていただくよう求めます。

また、支援教育充実の取組については、令和5年度は、ダブルカウントの実施が継続されていますが、令和6年度は9名が不足し、結果として実施できない学級が生じています。次年度、再び同様の事態を招くことのないよう、厳しく指摘をしておきます。

支援教育支援員、肢体不自由児介助員の確保についても、処遇の改善を図り、人材確

保に努めていただくよう求めます。

以上の理由により、一般会計に反対をします。

次に、国保会計について。

令和5年度は、6年度からの国保の広域化、府下統一保険料の完全実施に向け、新たな大阪府の国保運営方針が策定されてきました。市区町村が独自に行ってきた国保料軽減のための法定外繰入れを削減、廃止させ、国保料の連続・大幅値上げを図る仕掛けが統一国保であり、被保険者である市民にとっては、保険料負担が増大するだけで何のメリットもないと府下統一保険料に反対をしてきました。

寝屋川市や交野市は、こうした方針に明確に異を唱え、寝屋川では市民向けビラまで発行し、保険料の引上げが府下統一保険料により実施されること、市として独自の軽減ができるよう求めていくことをアピールされてきました。

枚方市では、運営方針策定に向けては被保険者負担を抑える姿勢で協議に臨んでいただきましたが、大枠の方針から抜け出さない限り、被保険者の負担は軽減できず、市独自の児童扶養減免まで代替策もないまま、廃止に至りました。

令和5年度の予定収納率は95.5%に対し、最終の収納率95.62%と、予定収納率を超える結果となりました。令和4年度の予定収納率94.2%を超える95.5%の予定収納率の設定は、保険料を抑制するために引き上げられたものですが、その一方で、保険料の徴収強化が徹底して行われ、差押件数、換価件数は、令和元年度と比べると5年度は差押件数も取立て・換価件数も約4倍前後に増加しています。

市民に寄り添った納付相談を行っていると言われましたが、払えなければ情け容赦なく差し押さえ、換価が実施されている現状です。府民、市民が物価高騰で苦しむ中、府下統一保険料への移行を今やるべきでなかったのは明らかであり、国民健康保険特別会計には反対します。

次に、介護保険会計についてです。

介護保険特別会計については、2023年度は、2022年度との2か年で、介護保険料を原資に成果連動型民間委託契約方式を活用した事業に取り組みましたが、成果目標を達成できませんでした。また、高齢者保健福祉計画第9期策定の年でしたが、特別養護老人ホームの待機者状況は深刻ですが、実態に見合ったものになっていません。

また、物価高騰で市民の暮らしが厳しい中で、全ての世帯の保険料が引上げとなる計画が作られました。社会保障という点で問題です。

後期高齢者医療特別会計については、窓口負担が原則2割に引き上げられ、医療控えが心配されます。激変緩和施策が必要な方に行き渡っているのかも枚方市としては掌握しかねる広域運営には、やはり問題があると指摘し、反対をいたします。

水道事業会計については、全国的にも水道給水停止によって死亡者がなくなる中、事業者として命を守るための取組への工夫が求められています。

答弁では、今後さらなる福祉部局との連携への検討を進めていくとされました。検討で終わることなく確実な実施をするよう求めて、賛成をいたします。

市立ひらかた病院の事業会計については、この間、最前線でコロナと戦った自治体看

護師の離職は、全国的な課題となっています。

ひらかた病院として、今後も現場の声を重視し、処遇改善と併せて、人材確保に取り組んでいただきますようお願いをし、賛成をします。

その他の会計及び各未処分利益剰余金の処分についての議案について、賛成と申し上げ、討論といたします。

[八尾善之委員]

本委員会に付託された認定第1号「令和5年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算の認定について」外6特別会計・3企業会計決算の認定等についての採決に当たり、全会計決算等を認定すべき、また、原案可決とすべきとの立場から討論させていただきます。

まず、一般会計の実質収支については、約23億1,100万円の黒字ではありますが、単年度収支については、約1億4,300万円の赤字となっており、これは5年ぶりです。

次に、特別会計については、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、母子父子寡婦福祉資金貸付金の4特別会計は実質収支が黒字、財産区特別会計は収支均衡となっています。

また、自動車駐車場特別会計は、実質収支は赤字ですが、単年度収支は10年連続で黒字を計上しています。

また、企業会計については、病院事業会計が赤字を計上しましたが、水道事業及び下水道事業の2会計は黒字となりました。

以上の状況から、令和5年度に関しては、物価高騰等の影響により、財政運営が厳しく、単年度収支は赤字となったものの、まだ実質収支は黒字を維持できていることから、総合的に判断して、全会計の認定等に賛成はしたいと思います。

しかし、コロナ禍を経て、インバウンド需要の回復や雇用・所得環境に改善が見られることなど、様々な要因から、我が国の景気は緩やかな回復傾向にあるとされる一方で、本市においては、令和5年度の法人市民税収入は、前年度から減少するなど、市税全体の今後の見通しについては、予断を許さない社会経済情勢に加え、少子・高齢化の進展などによる納税義務者の減少を考慮すると、依然として先行き不透明な状況です。

歳出については、金利上昇の影響や物価高騰等による経費の増加が見込まれる中、今後、確実視されている社会保障関連経費の増大や小学校給食無償化、中学校全員給食に向けた取組に伴う支出の増に加えて、枚方市駅周辺再整備事業をはじめ、京阪本線連続立体交差事業及び光善寺駅周辺市街地再開発事業などの大規模な投資的事業に係る大きな財政負担が目に見えています。

こうした背景の下、今後もさらなる収支均衡及び長期財政需要を意識した財政運営が求められますが、財政運営の自由度や安定度を示す自主財源比率は、41.7%となり、普通会計決算で平成29年度から7年連続で50%を割り込んでいる状況です。今後、自主財源確保の取組がより重要になると考えます。

さらに、財政の弾力性を示す経常収支比率も、全国中核市平均より高く、97.6%と前年度から2.3ポイント悪化するなど、この2か年で急激に悪化が進み、100%に迫

る勢いです。こうした状況から、本市の財政運営は、自由度が低下し、硬直化が進む一方です。

その上、将来負担につながるおそれのある市債残高も、概ね1,000億円程度を目標としており、前年度から約9億円増加となっていますが、その内訳を見ると、普通交付税措置のある臨時財政対策債が38億円減少し、将来負担の大きい事業債が47億円の増加となっており、先ほど申し上げたとおり、実質収支は黒字であるものの、単年度収支は赤字を計上しています。

また、健全化判断比率は、全ての指標で、健全とされているものの、そのうち、実質公債費比率は1.5%と、前年度に比べ0.9ポイントも上昇しており、増加傾向にあることに加え、実質赤字比率、連結実質赤字比率についても悪化しています。

このように、本市の財政状況は、確かに現時点では、健全という判断になるのかもしれませんが、前述の様々な指標からは悪化していることが示されている事実や、先ほど申し上げた、今後支出が増大する動向であるにもかかわらず、単年度収支が赤字になってしまった状況を踏まえると、楽観視できず、将来に向け、大変厳しい状況にあると言えます。

そこで、こうした厳しい状況にあっても、限られた財源の中で、しっかりと重要なものを見極め、将来にわたって安定した財政運営を維持していくための取組について、意見を申し上げます。

まず、行政運営全般について、申し上げます。

将来負担の軽減に向けては、市債残高の抑制に取り組む必要がありますが、日本銀行の金利政策により、市が発行する市債についても金利上昇の影響が及ぶことが考えられます。

公債費の増加は財政の硬直化を引き起こす要因ともなることから、今後、枚方市駅周辺再整備事業などの大規模な投資的事業を進めようとしていますが、工事価格の高騰など経済情勢等を踏まえた長期の収支見直しを行った上で、改めて、事業の優先順位や事業見直しも検討しながら進めていただくよう求めます。

また、財政調整基金については、残高に留意しつつ、老朽化する公共施設への対応や増加している公債費への対応等のために、今後も、施設保全整備基金や減債基金への積替えを適切に進めていただくよう求めます。

次に、経常収支比率についてです。

先ほども述べましたが、経常収支比率が97.6%となっており、類似団体との比較においても本市は高い数値を示しています。仮に100%を超えることとなれば、多様化する市民ニーズに的確に応えるための財源がなくなり、たちまち市民生活に大きく影響することとなります。こうした事態を避けるためにも、投資的事業の計画的な執行とともに、収支均衡を基本に、堅実で無理のない、計画性のある財政運営を徹底していただくよう求めます。

また、新規事業を次々と打ち出されておりますが、経常収支比率の悪化をはじめ、各種財政指標が悪化している状況を踏まえると、新規事業を開始する際は、今まで以上に

効果を予測しておくことが必要です。

とりわけ、予測と検証には客観性が必要ですので、市民の声を反映した我々議会の声も取り上げながら、真摯に検証していただくよう求めます。

また、新規事業だけでなく既存事業についても、長期的に規模を縮小していくことも検討する必要があることに鑑みて、今のうちから、真に必要な事業は何かの見極めを開始するなどして、しっかりと予算を確保し、その限られた予算や人員を最大限効果的に活用し、行政全体のパフォーマンスを向上させる方策を常に模索すべきです。

ただし、現下において、予算を確保するに当たって、安易に民営化や民間委託という手法によることは、適切とは言えません。民営化等を検討する際は、コストの圧縮と市民サービスの質が低下するリスクを重々比較検証した上で、真に行政が手を離しているものなのかどうかなど、検討を進めていただきたいと思います。

そうした観点からも、繰り返しになりますが、行政運営に当たっては、効果検証を的確に行っていただくよう要望します。

一方で、自主財源の確保も重要な観点であり、ネーミングライツに係る取組を拡大するとともに、定住促進や市内産業の活性化などを促進し、市税の増収につながる取組の推進が重要となってきます。

定住促進の取組として、結婚等新生活支援事業がありますが、昨今の物価高騰を考えると、現在の補助内容では不十分であると考えますので、先進的な取組を行っている自治体の事例等を参考にしながら、定住の状況について十分な検証を行うとともに、1人でも多く定住者の増加につながる補助制度としていただきますよう求めます。

さらに、企業を誘致するとともに、企業立ち上げに関する支援のほか、事業承継及び人材確保への支援も併せて行うことで、市内事業者の経営が持続可能となるよう取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、自主財源の確保として、ふるさと納税の取組も大変重要であり、市内事業者と協力し、特色ある返礼品を作り出すなど、寄附額の増加を目指し、あわせて、企業版ふるさと納税についても、企業への個別説明やマッチング委託など様々な手法を活用して制度の周知を図り、寄附いただける企業の増加に取り組んでいただくよう求めます。

加えて、予算執行の透明性と説明責任の観点から、予算費目の適切な設定や予備費の執行基準、事後報告時期の明確化を図り、適正な財政運営を行っていただくよう求めます。

行政運営全般に関する主な意見は以上となりますが、次に、新たな課題など幾つかの施策に絞って、個別に意見を申し上げます。

まずは、防災、防犯の取組についてです。

近年、頻発する風水害に対応するためには、正確な気象予測を把握しておく必要があり、その予測情報を最大限に活用するためには、事前に防災行動の判断基準を明確にしておく必要があります。気象防災アドバイザーなどを活用し、風水害時における対応基準の精査を行うよう求めます。

また、防犯の取組について、街頭の防犯カメラは、犯罪捜査に活用されるだけでなく、

犯罪の抑止力ともなり、地域の安全、安心に必要な不可欠なものですので、新たに開発がなされた地域をはじめ、環境に変化があった地域など、新たに設置が必要だと考えられる箇所については漏れることなく設置を進めていただきますよう求めます。

次に、市民相談に関する取組についてです。

コロナ後の影響や社会情勢の変化に伴い、市民からの相談は多様化してくることが想定されます。市民相談及び広聴相談については、引き続き事業の周知に向けた取組を進めていただくとともに、各部署において、市民から寄せられる様々な声を十分に活用いただくよう求めます。

また、コールセンターの運営に当たっては、事業費について精査しつつ、適切な品質を維持できる体制づくりに取り組むよう求めます。

次に、地域の活性化についてです。

校区コミュニティ協議会が更なる活性化を図ることを目的とした地域づくりデザイン事業補助金がありますが、令和5年度の申請状況は、1件となっています。今後は、より多くの校区が同補助金を活用し、地域活動が活性化するよう、事業の積極的な活用を促すとともに、事業の実現に向けたアドバイスを行うなどの支援も行っていただくよう求めます。

また、自治会館は、自治会活動を支える大切な拠点であり、自治会の皆さんが安心して活動ができよう、建物の安全性を確保することは重要です。

今後の大地震に備え、一つでも多くの自治会館が、確実に耐震改修を実施できるよう、自治会館建設補助金の補助限度額引上げと要件緩和を検討するよう求めます。

次に、市職員のモチベーション向上についてです。

この間、管理職と非管理職の給与面でのメリハリを広げ、管理職への昇任意欲をさらに引き出すとして取り組んでこられました。今年度は、室の廃止や課の統合、係制の導入等がなされたことにより、管理職のポストが削減され、それに伴う管理職一人当たりの負担や、これまで課長代理が行っていた業務を担うこととされた係長の負担が増加するなど、職員の心身の疲弊やモチベーション維持への影響が懸念され、市民サービスの提供に影響しかねないとも考えます。

こうした点も踏まえ、全ての職員が全体の奉仕者として、市民のために全力で業務を遂行できるよう、改めて、人事評価制度も含め、人事給与制度の制度整備について、検討いただくことを求めています。

次に、ひらかた万博についてです。

ひらかた万博は、大阪・関西万博を契機に国内外から誘客を図り地域経済の活性化を図ることを目的とされていますが、令和4年度から始まったひらかた万博の取組は今年で3年目となり、本来なら、既にこの取組が市民や事業者にも浸透し、魅力あふれるコンテンツがたくさん生まれ、それらを国内外へ発信し、集客を図る準備ができている時期であると思います。

しかし、大阪・関西万博の開催が迫っている今となっても、あまり取組が進んでいる状況とは言えず、成果も見えてこない状況だと思っています。

今後は、誘客につながる情報発信を強化し、観光施策とひらかた万博の各担当部署間の連携を深めるなど、事業の取組体制の見直し等も含め、効果的な取組の実施を図っていただくよう求めます。

次に、地域産業の振興についてです。

市内商業の振興に資するため、商業団体、商店街等が主体的に企画、実施する取組に対する商店街等活性化促進事業補助金については、様々なメニューがありますが、マンパワー不足等から、なかなか活用されていない現状があります。

同補助金が活用しやすいものとなるよう、商店街等の実態やニーズの把握に努め、伴走支援も行いながら、より活用しやすい制度となるよう求めます。また、同補助金の対象を商店街の枠組みだけで考えるのではなく、商店街等に属していない個店や新しく事業を始めようとする人も支援の対象とすれば、にぎわいづくりの呼び水となると考えますので、そういった視点での検討も行うよう求めます。

また、地域産業の振興のためには、新産業の起業に向けた支援を行うことも必要です。起業の創出と地域企業の支援拠点である地域活性化支援センター「ひらっく」において、立地上の弱点を補い、ヒト、カネ、情報の交流をサポートできるような支援を行うよう求めます。

また、去る9月にオープンした観光情報発信拠点 Syuku 56 は、枚方中にある良いもの、知らないもの、まだ知られていないものを集めて情報発信され、わくわく感が得られるスポットとなっています。こうした点も踏まえ、本市としても、例えば、観光にぎわい部において観光交流課、商工振興課、農業振興課を擁している状況から、それぞれの課の強みを生かし、連携して枚方市内にある良いもの探しに取り組み、さらに、広報プロモーション課とも連携して情報発信するなど、相乗効果を高め、横断的な連携を形にしていく取組についても求めておきます。

次に、農業の振興についてです。

近年の農業は、生産資材の高騰や国際情勢の不安定化、異常気象などのほか、新規就農者など、人材確保に係る課題といった面でも、経営が困難な状況が続いています。

このような状況の中で、今年度設置した就農相談窓口での相談者に寄り添った対応や、民間事業者と連携した研修を今後も継続して実施していただき、新規就農者の確保につなげ、枚方の農業を守り、育てていただくよう求めます。

次に、教育環境の充実についてです。

総合型放課後事業は、子どもの生きる力を育むとともに、いじめの早期発見や不登校への対応、貧困対策など、福祉的課題等を抱える子どもや子育て家庭への支援をすることができる大切な事業です。子どもの視点に立って、子どもの意見を聴き、運営や施設の環境を整えることを最優先に取り組むよう求めます。

また、学校園における安全対策として、学校園メール配信事業がありますが、令和6年度末で同事業は終了されるとのことです。

今後は、児童、生徒に1人1台配備されたタブレット端末を活用し、同様の機能を持つ新たなアプリケーションを活用していくとのことです。子どもたち、保護者や地

域の方々への情報発信のツールについて、機能面の向上を図りながら、充実していただくよう求めます。

次に、教職員についてですが、教職員の心身の健康は、児童、生徒の学校生活に大きく影響すると考えます。教職員のメンタルヘルス対策に係るよりよい取組を研究することで病気休職者数の減少を目指すとともに、教職員が安心して勤務できる職場環境づくりの強化を求めます。

次に、待機児童対策についてです。

臨時保育室の開設により、待機児童対策として一定の効果があつたとのことですが、今後も、市内の保育需要を見極めながら、新たな受皿確保などの対策についても検討を進めていくよう求めます。

あわせて、今後、臨時保育室を廃止した際の跡地活用についても、十分に検討するよう求めます。

次に、災害時における要配慮者の避難についてです。

これまで、災害時における要配慮者の避難に関し、社会福祉協議会への委託により作成する災害時要援護者名簿と、災害対策基本法に基づき、市で作成する避難行動要支援者名簿の2つの名簿が存在していたことで、地域や避難支援関係者が混乱していました。今回、この2つの名簿を統合したということについては、一定評価しますが、統合されたとはいえ、地域ではこの名簿の活用がうまくいっていない状況があります。平時において、統合した名簿の活用方法や災害ボランティアの活用先の整理などを行うとともに、関係部署や地域との連携を深め、実際に安否確認訓練を実施するなど、取組を深化させていただきよう求めます。

次に、成年後見制度についてです。

成年後見制度については、ひらかた権利擁護成年後見センター「こうけんひらかた」において、相談や支援に当たっており、年々相談件数も増えているとのことですが、しかしながら、成年後見制度そのものを御存じない方も未だ多くおられることから、さらなる周知に努めていただくとともに、必要なサービスを受けながら安心して地域での暮らしを送るためにも、成年後見制度を必要とする方の利用につながるよう、今後の取組や支援の充実を図っていただくよう求めます。

次に、環境施策に関する取組についてです。

市では、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを宣言し、市民、市民団体等と一丸となって二酸化炭素の削減に努めるとしています。このような中、二酸化炭素削減の促進につながる省エネ家電買い換え促進事業は非常に有効な事業ですので、今後は同事業の対象品目を選定する際には、さらに消費電力が低く、二酸化炭素の削減につながるような家電も補助対象とするよう求めます。

あわせて、再生可能エネルギーの普及拡大についても推進していただくよう求めます。

また、これからの未来を担っていく子どもたちが環境教育や環境学習に取り組んでいくことは、SDGsにおける持続社会の実現にもつながる大切なものですので、今後もしっかりと推進していただくよう求めます。

次に、資源ごみの持ち去り防止対策についてです。

これまで、資源ごみ等の持ち去り行為の防止として、委託による巡回パトロールだけでなく、職員による早朝パトロールや警察署との合同によるパトロールを実施するなど、様々な取組を行っていますが、現在においても持ち去り行為が行われております。今後、この対策が形骸化したものとならないよう、引き続き検証を行い、DXなどの活用も視野に入れながら、より効果的な取組を検討、実施していただくよう求めます。

次に、空き家対策についてです。

空き家対策として、若者世代空き家活用補助制度がありますが、近年の物価高騰等により、新築着工戸数は全国的にも減少傾向にあり、利用実績数が減少しています。しかしながら、同補助制度は、空き家の解消だけでなく、耐震化の促進、子育て世帯の定住促進にもつながる取組であり、もっと利用していただきたいと思っておりますので、今後、社会の変化や市民ニーズに合わせ、他市の補助制度等も参考に、さらに効果が期待できるものとなるよう、柔軟に検討いただくよう求めます。

次に、王仁公園の運営についてです。

令和6年3月に開設した王仁公園のスケートボード広場については、設計に当たり、スケートボード広場試行実施時のアンケートやスケートボード利用者との意見交換会等から得られた要望等を一定反映し、整備されたとのこと。しかし、整備して終わりではなく、適切に維持管理していくことが大切であり、今後もニーズ把握等に努め、利用しやすく、市民に愛されるスケートボード広場となるように取り組んでいただくよう求めます。

一方で、王仁公園プールについては、運営する指定管理者の業務の履行状況に関する評価結果が、他の指定管理施設に比べ低評価となっており、運営に関して市が積極的に関与していくべきであったと意見しておきます。

また、プールの各施設は、老朽化が進んでおりますので、必要性を見極めながら改修を実施するなど、市民にとってさらに魅力ある施設としていただくよう求めます。

次に、道路、交通に関する施策についてです。

現在、整備を進める都市計画道路は、若干の遅れはあるものの、順調に整備がされているとのことです。

都市計画道路に限らず、道路や橋梁といった社会インフラは、交通の円滑化や経済活動の支援につながる重要な基盤であるとともに、災害時においては、救助活動や物資の輸送を行うための重要な経路となりますので、今後も引き続き、周辺住民に寄り添い、また、国庫等の確保を図りながら、整備を推進していただくよう求めます。

また、交通安全対策については、昨今、電動キックボード等に関する新たな交通ルールが適用されるなど、新たな交通に関する法改正等が行われており、今後はより一層、市民一人一人に向けた交通ルールの遵守や正しいマナーの意識づけが大変重要となります。行政として必要な情報がしっかりと必要な方々に届くよう、これからも交通安全に関する周知、啓発に力を入れ、市民の皆さんが安全に移動できる環境整備に努めていただきますよう求めます。

次に、公共交通の利用環境整備については、これまで大阪府の猛暑対策事業補助金を活用し、バス停の猛暑対策等に取り組んでこられました。今年度と同補助金の補助対象から、単独のバス停は除かれるとのこと。現在、路線バスの減便が進む中、こうした取組は、利用促進の観点からも重要と考えますので、大阪府の補助金がなくなったとしても、市独自でも計画的に予算を確保し、今後も引き続き、着実にバス待ち環境の改善、整備に取り組むよう求めます。

次に、市立ひらかた病院の経営についてです。

市立ひらかた病院は、コロナ禍における対応を含め、この間、公立病院として緊急、小児など、政策医療を担いながら、地域の中核病院として、懸命に役割を果たしておられます。

しかし、令和5年度の経営状況については、新型コロナウイルスに係る空床補償の縮減などの影響から、収益が約13億8,500万円の減額となった上、費用についても約8,900万円の増額となり、約2億4,400万円の当年度純損失を計上しています。

さらには、看護師不足の影響から、病棟を休棟せざるを得ない状況が続いており、令和6年度の入院・外来収益は、大きく減少することが予測されています。

こうした状況の中、この9月には、人材確保及び人材育成の観点から、条例改正がなされたところではありますが、今後におきましても、病院職員一人一人が危機感を持ち、看護師採用試験の受験年齢引上げなど、実効的な人材確保策について、さらなる検討を行い、一丸となって市民の安心のために、経営改善を行うよう求めます。

次に、水道事業についてです。

市民生活を支える重要な都市基盤の一つである水道事業について、その施設設備の維持管理運営には、多額の財源を要するところとなります。

この点、令和6年能登半島地震においては、上下水道施設に甚大な被害が発生したものの、耐震化済みの施設にあっては概ね機能が確保されていることなど、改めて水道管路の更新、耐震化の実施等の重要性が認識されたところです。

しかし、令和6年3月に中間見直しをされた本市の水道事業経営戦略によると、令和10年度の収支計画が赤字になることが示されており、水道事業を支える財政基盤については、安心できる状況ではありません。今後も、市民の理解を得ながら財源を確保するとともに、確実な事業実施体制の構築によって、水道施設・管路の更新のスピードを上げ、市民の安全、安心を守っていただくよう要望します。

以上、まだまだ申し上げたいことはございますが、最後に、市政運営全般にわたって、何点か、申し上げます。

市政運営に当たりましては、市民からの信頼が大前提であることは言うまでもありませんが、今年度は、開会議会において、すでに3月定例会議会で可決済みの議案を訂正するための議案が提出されたことに続き、今定例会議会でも、提出議案の内容に誤りがあり訂正がなされるなど、書類上のミスが散見されました。

また、前回の6月定例会議会においては、教育長の任命同意議案を巡り、市長に対し、今任期2回目の問責決議を可決したところです。

こうした状況を顧みますと、本市行政の執行体制に不安を感じずにはられません。

さらに、市長は、この間、配布されたチラシにおいて、③街区複合施設の床を購入する予算案や④⑤街区の環境影響評価の実施予算案が議会において可決されたことは、庁舎の⑤街区への移転に係る条例案が否決されたことと矛盾しているという趣旨の主張を喧伝しておられます。

本委員会の中で、委員からも指摘がありましたが、このような、あたかも議会としての意思決定に瑕疵があるかのような物言いは、看過できるものではなく、市民や議会に対し、誠実に説明責任を果たされることを求めたいと思います。

市長におかれましては、今申し上げましたことを、危機感を持って重く受け止めていただくとともに、二元代表制の意味を今一度反すうし、議会と向き合い、本来あるべき行政の執行体制を整えていただくよう、強く求めておきます。

我々としても、真に市民の信頼を得られる市政を志向し、市長がどのように対応していかれるのか、また、今回の決算審査を踏まえて、次の令和7年度予算が適切に編成されるのか、といった点について十分にチェックし、監視機能を全うする所存であるということを最後に申し上げまして、令和5年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算の認定について外6特別会計・3企業会計決算等に対する賛成討論といたします。